

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が始まります

●問合せ先 保育所・幼稚園課保育支援係 ☎72-6666



幼稚園、認可保育所、認定こども園 などを利用する子ども

対象者・利用料

3歳から5歳までの 子どもの利用料を無償化します

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ※幼稚園、認定こども園(教育認定部分)の子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します
- 幼稚園の利用料は、月額25,700円を上限に無償化します。
- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者負担です。
- ※年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもは、副食費(おかず、おやつ代など)を免除します

0歳から2歳までの子どもは 市町村民税非課税世帯に限り 利用料を無償化します

- 課税世帯であっても、子どもが2人以上の世帯は、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- ※要保護者等世帯は第2子以降も無償となります
- ※年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は問いません

対象となる施設・事業

幼稚園、認可保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

※地域型保育…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

幼稚園の預かり保育を 利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※「保育の必要性の認定」を受けるには、就労など(認可保育所の利用と同等)の要件があります
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化します。
- ※満3歳児は、市町村民税非課税世帯のみ無償化します

認可外保育施設等を 利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料を無償化します。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
- 認可保育所、認定こども園などを利用していない人が対象となります

就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもは、利用料を無償化します。

給食費(主食費・副食費)の取扱いについて



- 給食の材料にかかる費用は自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。
- 認可保育所などを利用している3～5歳の給食費の支払いは、次のとおり変わります。副食費は、これまで保育料に含めて市にお支払いいただきましたが、10月以降は、施設に直接お支払いいただきます。

	9月まで	10月から
主食費 (米、麺、パン代など)	施設に支払い、またはご飯を持参	無償化前と同様
副食費 (おかず、おやつなど)	保育料の一部として市に支払い	施設に支払い

保育の必要性の認定

- 市から「保育の必要性の認定」を受けるためには、保護者ごとに、次のいずれかの要件に該当することが必要です。

〔 就労・就学(1日4時間以上及び月15日以上かつ月64時間以上)、産前・産後期間、
保護者の疾病・障がい、災害復旧、同居の親族の常時介護・看護、
求職活動、虐待やDVのおそれがある場合、育児休業取得時の継続利用 〕

※詳しい申請方法は、お問い合わせください



幼児教育・保育の無償化の主な例

